多気町公告第　８６　号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の４６第１項の規定により公告の申請がありましたので、同条第２項の規定により公告します。

令和８年１０月２３日

多気町長　筒　井　尚　之

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

１　申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：古江区

区域：三重県多気郡多気町古江全域

主たる事務所の所在地：三重県多気郡多気町古江２９４番地

２　申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
	別紙のとおり	

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

３　公告期間：令和８年１０月２３日から令和９年１月２３日まで

４　異議を述べる方法

多気町長に対し、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２２条の３第３項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

○申請不動産に関する事項

No.1

	所在地	字	番地	登記地目	地積 ㎡
1	多気郡多気町古江	高津	982	山林	1,983㎡
2	多気郡多気町古江	坂谷	1183	山林	39㎡
3	多気郡多気町古江	坂谷	1185	山林	7,933㎡

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	住所	持分
岩佐　幸太郎	多気郡五ケ谷村大字古江4番屋敷	5分の1
小林　善蔵	多気郡五ケ谷村大字古江29番屋敷	5分の1
小林　政平	多気郡五ケ谷村大字古江342番地	5分の1
小林　喜代蔵	多気郡五ケ谷村大字古江43番屋敷	5分の1
地主　三九郎	多気郡五ケ谷村大字古江61番屋敷	5分の1